

# 文書管理規程

## 特定非営利活動法人アレッセ高岡

### (目的)

第1条 この規程は、文書の保存および廃棄に関する処理について定め、事務の合理的運営を図ることを目的とする。

### (適用文書の範囲)

第2条 この規程の適用を受ける文書とは、業務上発生する帳簿、印刷物、郵便物及びコンピュータの記憶媒体等その他業務に関する一切の記録で、一定期間の保存を要するものをいう。

### (私有禁止)

第3条 文書はすべて特定非営利活動法人アレッセ高岡に帰属し、私有してはならない。

### (文書取扱いの主管部および文書管理担当者)

第4条 文書管理の主管部署は、事務局とする。その決裁に関しては、アレッセ高岡の「理事の職務権限規程」による。

### (文書の保存期間)

第5条 文書の保存期間は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 永年保存

- ① 定款
- ② 総会議事録、理事会議事録および監査役会議事録
- ③ 訴訟に関する書類
- ④ 登記に関する書類
- ⑤ 決算に関する重要書類
- ⑥ 重要な契約の締結、解除および変更に関する書類

#### (2) 10年保存

- ① 会計に関する諸帳簿および帳票類
- ② 営業に関する重要書類
- ③ 稟議書および添付書類

#### (3) 5年保存

- ① 各種の予算に関する書類
- ② 職員の勤怠に関する書類
- ③ 租税公課に関する書類

#### (4) 3年保存

- ① 主催・共催事業書に関する書類
- ② 他団体からの往復書簡、通信物

(保存の方法)

第6条 保存文書は、会計年度ごとに所管部署においてファイルし、文書名、保存期間、保存の開始日および終了日、その他文書保存に必要な事項を明記し、保存しなければならない。必要なものは、PDFで保管する。

(廃棄)

第7条 文書保存期間を経過した文書は、関係部署と協議のうえ、原則として焼却処分とする。

2 保存期間中であっても、所管部門長が保存する必要があると判断した場合は、前項の処分方法により廃棄することができる。

附則

(実施期日)

本規程は、令和3年9月8日から施行する。

本規程は、令和6年3月1日から施行する。

本規程は、令和7年10月1日から施行する。